

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道恩給条例第11条ノ2ノ3の規定による充当を行うことができる場合を定める規則.....（職員厚生課）	33
○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）	33
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則.....（人材育成課）	34
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（水産経営課）	34
○北海道土地開発基金条例施行規則を廃止する規則.....（総務部総務課）	34
告 示	
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正.....（環境保全課）	34
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正.....（環境保全課）	34
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	35
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	35
道人事委員会規則	
○へき地手当に関する規則の一部を改正する規則.....	35
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	35
規 則	
北海道恩給条例第11条ノ2ノ3の規定による充当を行うことができる場合を定める規則をここに公布する。 平成19年7月20日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第73号 北海道恩給条例第11条ノ2ノ3の規定による充当を行うことができる場合を定める規則	

北海道恩給条例（大正12年北海道庁令第174号）第11条ノ2ノ3の規定による恩給の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- （1） 恩給権者の死亡を支給事由とする扶助料権者が、当該恩給権者の死亡に伴う当該恩給の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。
- （2） 扶助料権者が、同一支給事由に基づく他の扶助料権者の死亡に伴う当該扶助料の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第74号

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、第34条」を削る。

第12条第1項中「2,900万円」を「2,700万円」に改める。

第16条及び第17条を次のように改める。

第16条及び第17条 削除

別記第1号様式末尾欄外注及び別記第2号様式末尾欄外摘要1の事項中「拠点地区又は」を削る。

別記第3号様式その3末尾欄外注1(3)及び(6)の事項中「拠点地区又は」を削り、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、同注5の事項中「拠点地区又は」を削り、同事項を同注4の事項とし、同注中6の事項を5の事項とする。

別記第4号様式その2末尾欄外摘要1及び同様式その4末尾欄外摘要1の事項中「拠点地区又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第12条の規定は、平成19年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備に

については、なお従前の例による。

- 3 平成19年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備（構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,900万円を超えるものを除く。次項において同じ。）を新設し、又は増設した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「特工規則」という。）第4条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 4 平成19年4月1日以後に改正後の規則第12条第1項に規定する離島振興対策実施地域対象設備を新設し、又は増設した者について、特工規則第6条の規定による申請の期限が施行日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
- 5 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特工規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第6条」に改める。

第21条及び第22条を削り、第23条を第21条とする。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年6月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道土地開発基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道土地開発基金条例施行規則を廃止する規則

北海道土地開発基金条例施行規則（昭和44年北海道規則第114号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

告

示

北海道告示第508号

昭和50年北海道告示第988号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の河川の項トムラウシ川の事項を削る。

別記3の事項中「森町及び砂原町の町界」を「尾白内川河口右岸から鹿部町の方角へ陸岸沿いに2,000メートルの地点」に改める。

北海道告示第509号

平成12年北海道告示第531号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のとおり改正する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の河川の項十勝川上流の事項中「より上流」の次に「（トムラウシ川を含む。）」を加える。

北海道告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年7月10日、石狩高富士土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の方法 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年7月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	路線名	奥尻島線					
3	道路の区域						
	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	
	奥尻郡奥尻町字湯の浜国有林檜山森林管理署2440林班地先から奥尻郡奥尻町字湯の浜国有林檜山森林管理署2440林班地先まで	前		70.19mから100.92mまで	96.20m	—	
		後		70.19mから119.58mまで	96.20m	—	

道 人 事 委 員 会 規 則

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1140

へき地手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）の一部を次のように改正する。

第12条中「6年」を「おおむね6年」に改める。

第14条中「が6年に達する」を「を行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則14-51

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正

する。

別表知事部局の項本庁の事項中「部長」を「部長 危機管理監」に、「人事課の主査」を「人事課の主査 財政課の主幹（グループリーダーを除く。）」に、「秘書課の主幹（グループリーダーを除く。）及び主査（知事公館の管理運営に係る事務を担当する主査を除く。）」を「秘書課の主査」に改め、同項道税事務所の事項中「副所長 課長」を「部長 課長 主幹（グループリーダーに限る。）」に改め、同項中

「

苫小牧地方環境監視センター	所長 次長
野幌森林公園事務所	

を

」

「

苫小牧地方環境監視センター	所長 次長
---------------	-------

に改め、同項

」

地質研究所の事項中「総務部長」を「副所長 企画調整部長」に改め、同項高等技術専門学院の事項中「副学院長 次長」を「次長」に改め、同項農業試験場の事項中「総務部長」を「総務部長 参事」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「部長」を「教育次長 教育職員監」に、「部室長」を「室長」に、「総務課の行政改革」を「総務課の予算事務の総括」に、「主事（1人とする。）」を「主事（1人とする。） 教育政策課の教職員の定数の管理に係る事務を担当する主査」に改め、「並びに教職員の定数の管理」を削り、「企画総務部の教職員団体に関する事務を担当する主査 生涯学習課の行政改革に係る事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。） 高校教育課の行政改革に係る事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。）」を「教育職員局の行政改革に係る事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。） 教育職員局の争訟事務を担当する主幹（グループリーダーを除く。） 教育職員局の職員団体又は組織機構に関する事務を担当する主査」に改め、同表監査委員事務局の項中「課長」を「課長 監査主幹（グループリーダーに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。